

檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月10日（水）午後2時00分から午後2時45分
2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室
3. 出席委員（13名）

1番 安田 宗義（副会長）	2番 坂口 洋
3番 北吉 温能	4番 林田 至玄
5番 吉川 作衛	6番 上田 逸朗（会長）
7番 吉田 昌功	8番 中川 眞一
10番 森川 千鶴子	11番 岡本 和久
12番 石井 三智子	13番 森田 尚子
14番 谷口 敏彦	
4. 欠席委員（1名） 9番 堀田 雅三
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件
 - 第3 第2号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件
 - 第4 第3号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件
 - 第5 第4号議案 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断に関する件
 - 第6 第5号議案 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更案に対する意見決定に関する件
 - 第7 報告1 農地法第5条農地転用届出に関する件
 - 第8 報告2 農地法第18条第6項の通知に関する件
 - 第9 報告3 農地造成届出に関する件
 - その他 農地法第4条の規定による農地転用許可申請の取下願に関する件
 - その他 農地中間管理事業に係る農用地等使用貸借の解約通知に関する件

6. 会議の概要

事務局

ただ今より、令和7年12月総会を開催いたします。

本日は、第5号議案「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の変更案についての説明員として、農政課の藤川課長補佐と大塚農政係長が同席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長 挨拶

議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は13名であり、法定数に達しておりますので、これより令和7年12月の総会を開会いたします。

なお、9番 堀田雅三委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局 議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、3番 北吉温能委員と、4番 林田至玄委員を指名いたします。お二方よろしく申し上げます。

議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案3件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ、ご説明をお願いいたします。1番から3番は全て、譲渡人から

譲受人へ売買による所有権移転申請です。事務局からは以上でございます。

議長

第1号議案の案件のうち、1番と2番は小委員会にかかっております。

それではまず、1番の現地調査の結果説明を、谷口委員さんからお願いします。

谷口委員

1番でございますけれども、曲川町1丁目***の田、1,467㎡及び***の畑、320㎡につきましては、JR金橋駅から北東約400mに位置しております、**町の** **氏、**町の** **氏から、売買により譲り受けられるものでございます。

申請地は、**さんが高齢ということもございまして、数年にわたる不作付け地でございますけれども、現地調査時には草刈りもされておりました。また譲受人につきましては、新規就農者に当たりますが、長年お兄さんとともに農作業に従事していた経験がございますので、耕作能力があると考えております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、安田副会長からお願いします。

安田副会長

審査では、譲受人が新規就農者に当たることから、特に、耕作能力と営農計画の実行性について確認をいたしました。

譲受人は、農地の権利取得は今回が初めてですが、兄と共に長年にわたり耕作してきた経験があります。兄が高齢になり、営農を引き継ぐもので、娘婿と孫とともに農業に従事する計画です。兄から引き継ぐ農地が7反7畝に、今回取得する農地を加えまして、営農を拡大していく意向です。必要となる農機具を所有していることも確認いたしましたので、耕作能力があり、適当であると思われまますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続きまして2番の現地調査の結果説明を、森川委員さんからお願いします。

森川委員

2番、山本町***の田、251㎡及び***の田、955㎡は、県立医大新キャンパスから南約300mに位置し、**町の** **氏が、**市の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

申請地は、農地パトロールの対象地でもあって、長年にわたる遊休農地であったんですが、譲受人は新規就農者であり、開墾に不安もあり、時間と労力がかかると思われますが、ご自分で重機を使って開墾するとおっしゃっておられましたので、近隣住民の住環境改善につながることは良いことかと思えます。現地調査の結果は、荒地であるよりは開墾されたら良くなるのかなという感じでした。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、小委員会委員の吉川委員さんからお願いします。

吉川委員

審査では、譲受人が新規就農者に当たることから、特に、営農計画の実行性について確認をいたしました。

譲受人は新規就農者ですが、大病を患い、健康上の理由から、自給自足を目指すようになり、申請地を畑として利用し、果樹や野菜の栽培を計画されています。

申請地は現在、雑草が繁茂しているため、自ら所有しているショベルカーを使って開墾し、知人に指導を仰ぎながら農作業に従事したいとのことでした。

審査においては、地域との調和についても助言を行ったところです。

以上のことから、譲受人には耕作の意志があり、営農計画の実行性も高く、適当であると思われしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

続いて3番は、小委員会にかかっておりませんので、調査の結果説明を、森川委員さんからお願いします。

森川委員

3番、大谷町***の田、1,200㎡は、奈良県広域消防組合消防本部から南約100mに位置し、**町の** **氏が、破産者** **氏の破産管財人弁護士、** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

** **氏は、東側隣接農地の所有者であり、農作業歴があり、農機具も所有されていることから、耕作能力があり、適当と思われしますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

以上で、第1号議案の1番から3番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び地区担当農業委員さんからの説明、並びに小委員会の説明につ

いて、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見なしとのことですので、採決いたします。

第1号議案、1番から3番の、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第1号議案の1番から3番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3、第2号議案、農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1議案1件です。

1番は、賃貸借権の設定により、青空駐車場として転用したいと申請されたものです。申請地の農地区分は筆ごとに異なり、2筆のうち1筆は住宅等が連たんしている区域に近接する区域であって、その規模がおおむね10ha未満の第2種農地であり、もう1筆は上下水道管が埋設されている4m以上の道路の沿道にあり、かつ、500m以内に教育施設等がある第3種農地であるため、転用可能であり、許可の見込みがあると思われま。事務局からは以上でございます。

議長

第3号議案は、小委員会にかかっております。まず現地調査の結果説明を、地区担当委員の森田委員さんからお願いします。

森田委員

1番、縄手町***の田、2,136㎡、及び、***の田、379㎡は、市立晩成小学校から東約300mに位置し、**市の株式会社***が、**町の** **氏と、**町の** *

*氏から賃貸借し、青空駐車場として転用するため申請されたものです。

譲受人は、申請地の南側で中古車販売店を営む法人で、車両展示用の駐車場として利用する計画です。申請地は、店舗からの距離が近く、周囲を道路と里道、水路に囲まれているため、転用による周辺農地への影響はなく、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、小委員会での審査の結果説明を、小委員会委員の岡本委員さん、ご説明願います。

岡本委員

審査では、地域との調整をしっかりと行い、特に、雨水排水処理については法令を遵守し、周辺から苦情が出ることをないよう努めるよう助言しました。

申請地は樫原バイパスの沿道であり、選定に問題はなく、先ほどの森田委員さんからのご報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で第2号議案1番の説明を終わります。

ただ今の説明に、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第2号議案1番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第2号議案1番は許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

議長

日程第4、第3号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件は、2件です。1番の和田町***の田、1,507㎡のうち1,240㎡外4筆、合計4,019㎡は、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、**町の** **氏に賃貸借権を設定する案です。** **氏は新規就農者で、イチゴを栽培する計画です。賃貸借期間は、県の認可公告の翌日から令和28年5月31日まででございます。

2番の和田町***の田、1,051㎡は、**町の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、**町の** **氏に使用貸借権を設定する案です。使用貸借期間は、県の認可公告の翌日から令和13年3月31日まででございます。事務局からは以上です。

議長

以上で、第3号議案についての説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見なしとの声もあがっておりますので採決いたします。第3号議案、農用地利用集積等促進計画案（権利設定）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員の賛成によって、第3号議案について原案のとおり承認し、市長へ回答することに決定いたしました。

議長

日程第5、第4号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断に関する件を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断に関する件について、ご説明させていただきます。

8月中旬から9月中旬にかけて農地パトロールを実施し、山林又は原野化していることを確認した農地につきまして、10月10日付けにて、農業委員さん及び推進委員さんに意見聴取をさせていただきました。

意見聴取の結果、委員さんからのご意見等がなかったことを受け、土地の所有者に対して、これらの農地を農地台帳から除外することについて、事前通知を送付し、異議等があれば事務局へご連絡いただくこととしました。

この結果、所有者から、農地として再生・維持する旨の連絡を受けた農地を非農地判断対象から外し、議案に記載の11筆を、令和7年の非農地判断対象として諮らせていただいております。

総会においてご意見等がなければ、非農地判断対象地11筆、合計1,547㎡を、非農地と判断して農地台帳から除外し、法務局等の関係機関へも通知を行ってまいります。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の説明に対し、ご意見、ご質問等はございませんか。

—意見なし—

議長

ご意見が無いようですので、採決いたします。

第4号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断について、承認に賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。

よって、第4号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断については、承認することに決定いたしました。

議長

日程第6、第5号議案、地域農業経営基盤強化促進計画、地域計画の変更案に対する意見決定に関する件を議題とします。農政課からの説明を受けます。

農政課

農政課の大塚です。よろしくお願いいたします。

第5号議案「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更案に対する意見決定に関する件」についてご説明させていただきます。

十市町の地域計画は令和7年3月28日に策定されております。

地域計画の変更につきましては、農業経営基盤強化促進法第19条第6項により、農業委員会への意見聴取が必要となっておりますので、この場にてご説明させていただきます。

それでは、十市町の地域計画変更案の目標地図をご覧ください。中央部の左側に「変更部分」と記している箇所、十市町***番の一部についてですが、農業用倉庫建設のために、9月に農用地区域除外申出書が提出されました。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に「第13条第2項第1号から第6号の要件を全て満たす場合に限る」とありまして、今回、当該地域は地域計画の目標地図に記されており、農振法第13条第2項第2号の「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」が満たされないために、地域計画から外すことが適当であると思われまますので、ご意見のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明について、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

委員

質問するにも、内容が分かりません。

事務局

農用地区域であって、地域計画の区域に設定されていた所で、農業用倉庫が計画されたということです。

委員

農業用倉庫であっても、地域計画から外さないといけないのですか。

農政課

農用地除外をするに当たって、地域計画から外しないと、除外の手続きが進まないのです。

委員

地域計画に入っているのだから、変更は仕方がないということですね。

議長

十市町担当の林田委員、何か追加説明がありましたらお願いします。

林田委員

当事者は**さんだと思うんですけども、家も近くですし、農業用倉庫を建てるには一番都合の良い場所だということです。私のほうでも了解しております。

議長

それでは、内容等は把握しにくい面もあるんですけども、採決を取りたいと思いますのでよろしくをお願いします。

第5号議案、地域計画の変更案に対する意見決定に関する件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

—委員挙手—

議長

お一方だけ手が挙がっておりませんが、その他の方は賛成であります。

委員

地域計画から外すことに意義はありません。内容については後で教えてもらいます。

議長

では、原案のとおり承認し市長へ回答することに決定いたします。それでは、農政課は退室してください。

議長

続いて日程第7、報告1、農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告1、農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は6件です。

1番、鳥屋町***の畑、307㎡は、市立畝傍南小学校から西約900mに位置し、**町の

株式会社***が、**町の** **氏から隣接する宅地と併せて売買により譲り受け、庭先用地として転用したいと届け出られたものです。隣接している農地はございません。届出日は令和7年10月27日でございます。

以下、2番から6番は、それぞれ記載のとおりでございますので、ご高覧をお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長

以上で報告1の説明が終わります。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

日程第8、報告2、農地法第18条第6項の通知に関する件を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項、農地の賃貸借の合意解約に係る通知に関する件の報告は、2件です。1番、東坊城町***の畑、343㎡は、賃借人である**町の** **氏と、賃貸人である**市の** **氏とが合意解約されたものです。通知日は令和7年11月12日でございます。

2番、木原町***の畑、724㎡は、賃借人である**町の** **氏と、賃貸人である**町の** **氏とが合意解約されたものです。通知日は令和7年11月17日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告2の説明を終わります。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、ご質問・ご意見がありましたらお受けいたします。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので報告のとおりとします。

議長

日程第9、報告3、農地造成届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

農地造成届出に関する件の報告は1件です。

1番は、田中町***の田、332㎡は、市立畝傍中学校から北約600mに位置し、**町の** **氏外1名が、田を畑に変更して野菜を栽培するため、農地造成をしたいと届け出られたものです。届出日は令和7年10月30日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告3の説明を終わります。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

次に、その他の案件、農地法第4条の規定による農地転用許可申請の取下願に関する件を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第4条の規定による農地転用許可申請の取下願に関する件の報告は1件です。1番、田中町***の田の一部、1,191㎡のうち452.74㎡は、農業用倉庫として転用するため、**町の** **氏が、令和7年8月25日付けで農地法第4条の農地転用許可申請を提出され、令和7年9月の農業委員会総会において許可相当として裁決された案件です。奈良県知事あて進達し、奈良県において審査に付されておりましたが、事業計画を中止したとの理由により、令和7年11月10日付けで許可申請を取り下げられましたので、ご報告させていただきます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、ご質問・ご意見がありましたらお受けいたします。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

次に、その他の案件、農地中間管理事業に係る農用地等使用貸借の解約通知に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地等使用貸借の解約通知に関する件の報告は1件です。

1番、和田町***の田、1,507㎡のうち1,240㎡外5筆は、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による、なら担い手・農地サポートセンターを介する使用貸借権が、借人である**町の** **氏と、貸人である**町の** **氏との間で合意解約されました。解約日は令和7年11月6日でございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、ご質問・ご意見がありましたらお受けいたします。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議をいただきありがとうございました。

これをもって、12月の農業委員会総会を閉会いたします。